

令和4年5月16日

農業委員会総会会議録

注： この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 2 3 回 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

1 開催日時 令和 4 年 5 月 1 6 日 (月) 午前 9 時

2 開催場所 柳井市役所 3 階大会議室

3 出席委員	1 番 岡本 幸子 君	2 番 鈴木 喜義 君
	3 番 中元 茂雄 君	4 番 下土井 進 君
	5 番 榎本 正男 君	7 番 寺西 久美子 君
	8 番 原田 淳一 君	9 番 吉弘 功 君
	1 0 番 大崎 正男 君	1 1 番 勝本 澄人 君
	1 2 番 齋藤 貴之 君	1 3 番 宮本 三雄 君

4 欠席委員 6 番 岩政 幸人 君

5 説明のため出席した者

事 務 局 長	下前 真一 君
事務局次長	松村 和裕 君

6 記事ならびに議事録調整者

職 員	伊藤 義人 君
-----	---------

会議に付議した事項

議案第 1 0 8 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 1 0 9 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 1 1 0 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 1 1 1 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 1 1 2 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
議案第 1 1 3 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の決定について
議案第 1 1 4 号	令和 3 年度農業委員会活動計画の点検・評価（案）及び令和 4 年度活動計画（案）について

第23回農業委員会総会次第

- 議長 宮本君 それでは、ただ今より第23回の農業委員会の総会を開会いたします。
- 出席委員は、岩政さんがまだ連絡が聞いてないんですが、まだ来られないので13名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
- 議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。
- 会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において吉弘委員と大崎委員をお願いいたします。
- 次に、会期についてお諮りいたします。
- 本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。
- （異議なしの声あり）
- ご異議なしと認めます。
- よって会期は、本日一日限りと決定いたします。
- 議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
- 議案第108号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規程により、議事参与が制限されますので、●●委員は議事に参与しないこととします。
- 事務局からの説明をお願いいたします。
- 局長 下前君 議案第108号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請人 外2名（田 5,040㎡ 畑 3,863㎡）から別紙調書のとおり農地所有権等取得のため、農地法第3条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。
- 令和4年5月16日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
- 調書につきましては、松村次長が説明いたします。
- 次長 松村君
（3条－1） 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
- 整理番号1番でございます。
- 申請地は、●●●番● 地目 畑 面積428㎡ 外5筆 合計田1,765㎡ 畑 3,863㎡です。
- 利用状況は果樹、一毛作及び休耕です。権利の種類は所有権の移転です。
- 渡人は、高齢で耕作管理が困難なため譲り渡すものです。
- 受人は、実父である渡人の要望により譲り受けるものです。
- 申請地は、位置図に示していますが、●●から南西へ約2kmの距

離にある、●●及び●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 松村君
(3条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積1, 115㎡です。

利用状況は一毛作です。権利の種類は所有権の移転です。

受人は、整理番号1番と同じです。申請地は整理番号1番の●●●番●の農地に隣接しており、一枚の田として整備されているので、耕作管理の都合上、譲り受けるものです。

渡人は、受人の要望により譲り渡すものです。

なお、下限面積につきまして、整理番号1番と合わせて申請し、耕作管理も一体として行うことから、整理番号1番と2番を合わせて30a以上と判断するものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南西へ約2kmの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 松村君
(3条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積3, 076㎡ の土地の一時利用指定地 ●●●番● 地目 田 面積2, 160㎡です。

利用状況は一毛作です。権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、遠方に居住し、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は、渡人の要望により譲り受けるものです。

申請地は、●●ほ場整備の地区内の農地で、工事が完了し一時利用指定通知を受け、この度の申請となりました。申請地は、受人所有の農地に隣接しており、一枚の田として整備されています。

申請地は、位置図に示していますが、●●から西へ約1kmの距離にある、●●から西へ約200mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

ありがとうございます。
以上で補足説明は終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
整理番号1番から2番につきましては、●●委員。

●番 ●●君

この調査に関しましては、5月2日に行いました。いずれも、1番、2番どちらとも特に問題はありませのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番・2番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
ないようですので、異議なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号3番につきまして、●●委員。

●番 ●●君

4月26日に事務局の方と現地を見に行きましたけども、これを耕作するのが●●さんということで、特に問題はございません。ご審議のほどお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号3番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
異議なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了しまして、整理番号1番から3番まで 議案第108号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第108号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして議案第109号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第109号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございますが、朗読の前に訂正がございますのでお願いいたします。
まず、1枚めくっていただきまして、調書の方を見ていただけたらと思います。整理番号1番 ●●●番● 面積1, 381の内119となっておりますが、114の間違いでございます。119が114

の間違いでございます。114で訂正をお願いします。それとその下でございますが、2120番3 1, 839の内161.89とありますが119.9の間違いでございます。119.9で訂正をお願いします。従いまして合計が280.89㎡を233.9㎡に訂正をお願いします。

1枚戻りまして議案の方ですが、面積の合計が違いますので、田280.89㎡を233.9㎡に訂正をお願いいたします。改めてお詫び申し上げます。

それでは、改めまして議案を朗読させていただけたらと思います。

農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請人(田233.9㎡)から別紙調書のとおり農地以外の目的に供するため、農地法第4条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。

令和4年5月16日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君
(4条-1)

調書に基づきまして、ご説明申し上げます。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 1, 381㎡の内114㎡ 合計 田 233.9㎡です。

利用状況は休耕です。

申請人は、申請地に進入路を建設するものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北へ約250mの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号1番の農地区分は、特定施設の概ね300m以内の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきまして、●●委員。

●番 ●●君

●●の●●の前のところなんですけれども、田んぼから奥の田んぼに行くのに全然進入路がないということで、これによって作業がかなり楽になるのではないかと思います。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了して、整理番号1番 議案第109号については、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第109号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして議案第110号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第110号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請人 外1名(田 3, 619㎡)から別紙調書のとおり農地転用を目的とする所有権等取得のため、農地法第5条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。

令和4年5月16日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君
(5条-1)

調書に基づきまして、ご説明申し上げます。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積2, 215㎡です。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、売電収入を見込みパネル設置面積839.12㎡、発電出力125kwを建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北へ約3.9kmの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号1番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積1, 404㎡です。

受人は、●●に在住する会社員で、太陽光発電事業に投資し、売電収入を見込みパネル設置面積545.87㎡、発電出力49.5kwを建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じて譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南へ約1.1kmの距離にある、●●から南へ50mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号1番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

以上で事務局から説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番については、●●委員、お願いします。

●番 ●●君

これは●●の、あれは●●になると思いますが、そこの道のすぐ上で、かなり荒れたところでございますが、そこへ太陽光発電を設置するということで、何ら問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号2番について●●委員、お願いします。

●番 ●●君

この案件、先月までもちょこちょこ出ておりました●●の後ろの一带の地域でございます。●●●番●だけが最後まで残っておった農地でございます。これがパネルになれば、この一带ほぼ全域、単体単体でやってるんであれですが、2ヘク強の大きなパネル設置のエリアになるんじゃないかというふうに思ってます。特に問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 宮本君

整理番号2番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了しまして、整理番号1番から2番 議案第102号については、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第110号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして、議案第111号につきましては、農業委員会等に関する

る法律第31条の規程により、議事参与が制限されますので、●●委員は議事に参与しないこととします。

では、事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第111号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

別紙調書のとおり農用地利用権等設定のため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、この会の意見を求めます。

令和4年5月16日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄

調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君

それでは、農用地利用集積一覧表をご覧ください。

市長より令和4年5月16日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。2件、4筆、9,127㎡の新規の利用権の設定でございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。

補足説明を局長の方から説明いたします。

局長 下前君

調書の整理番号2番でございますが、利用権を受ける者で●●が●●から借り受けるというものでございますが、●●でございますが、令和3年10月1日に設立された法人です。設立者は、●●でランの栽培をしている●●さんという方が今回法人を、●●という法人を立ち上げまして、ランを栽培するものでございます。●●の●●がハウス、●●のハウスを購入して、そこで●●が経営しているところでございますが、そのハウスの一角をこの●●が借り受けまして、そこでランの栽培を経営拡大ということではじめるということでございます。また、●●でございますが、認定農業者の認定も受けておりますので、補足させていただけたらと思います。

以上でございます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

議案第111号についてご審議をお願いいたします。

何か質疑はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了して、議案第111号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第 1 1 1 号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして、議案第 1 1 2 号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第 1 1 2 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
別紙調書のとおり農用地利用権等設定のため、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。
令和 4 年 5 月 1 6 日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 それでは、農用地利用集積計画一覧表【農地中間管理事業】をご覧ください。市長より令和 4 年 5 月 1 6 日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。
山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画です。
以上の計画申請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件をみたしていると考えます。
以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君 補足説明を終わります。
ご審議をお願いいたします。
何か異議はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
異議なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了して、議案第 1 1 2 号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第 1 1 2 号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして、議案第 1 1 3 号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第 1 1 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第

3 項の規定による農用地利用配分計画案の決定について

別紙調書のとおり農用地利用配分計画案決定のため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。

令和 4 年 5 月 16 日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君

農用地利用配分計画一覧表（案）をご覧ください。

市長より令和 4 年 5 月 16 日付けで農用地利用配分計画案の決定を求められています。

計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものです。

なお、本配分計画案の決定後、議案第 112 号の農用地利用集積計画の公告により、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

何か質疑はございますでしょうか。

無いようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了し、議案第 113 号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第 113 号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして、議案第 114 号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第 114 号 令和 3 年度農業委員会活動の点検・評価（案）及び令和 4 年度活動計画（案）について

農業委員会の適正な事務実施について（平成 21 年 1 月 23 日付け農林水産省経営局長通知）に基づき、地域の農業者等からの意見を募集するため、「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び、「令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」

を別紙のとおり作成したので、内容についてこの会の意見を求めます。

令和4年5月16日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君

それでは、令和3年度農業委員会活動の点検・評価(案)及び令和4年度活動計画(案)について説明いたします。

お手元の議案書の中で令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)をご覧ください。

この点検・評価でございますが、令和3年度の実績でございます、Ⅰでは農業委員会の状況を記載しています。

Ⅰ枚めくっていただきまして、Ⅱは担い手への農地の利用集積・集約化でございます。次のページのⅢ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、令和3年度の参入はありませんでした。その次のページ、Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価ということで令和3年度の農地パトロールによる実績を記載しています。次に、Ⅴの違反転用への適正な対応ということでございますが、令和3年度には違反転用はありませんでした。

その次のページⅥからⅧは、農業委員会事務局の事務手続きの実績でございます。

続いて令和4年度の目標及び達成に向けた活動計画(案)でございます。

Ⅰは農業委員会の今の状況です。

Ⅱ以降は、先程の評価と同じような、担い手への集積、新規参入、遊休農地の解消、違反転用への適正な対応ということで、目標と活動計画を記載しています。農地の利用集積、遊休農地、新規参入の目標数値については、農地利用最適化推進指針の目標に沿った数値で設定させていただいています。

なお、この点検評価及び活動計画について、本日この案をご承認していただきましたら、ホームページ及び本庁と出張所で地域の農業者等からの意見の募集を行うこととしております。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で補足説明を終わります。

それでは、議案第114号についてご審議をお願いいたします。
何か質疑はございますでしょうか。

無いようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了し、議案第114号について、原案のとおり可決・承認することに、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第 1 1 4 号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。

(閉会 午前 9 時 3 2 分)